

産業廃棄物処理施設の設置の許可等に係る審査基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設の設置、第15条の2の6第1項に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可、第15条の4に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け・借受けの許可並びに産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可については、法その他の法令に定めるもののほか、この審査基準により取り扱うものとする。

第1 産業廃棄物処理施設(最終処分場を除く。)の設置の許可

1 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に係る知識及び技能について

次に掲げる者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第17条第1項第1号から第3号までに定める資格を有する者であるか、又は同項第4号で定める「前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」として、(一財)日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習[基礎・管理過程]又は廃棄物処理施設技術者講習[管理過程]を修了した者であること。なお、当該講習は、別表に示すとおり産業廃棄物処理施設の種類に応じて適切なコースを受講していること。

- (1) 申請者が法人である場合には、その役員、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第6条の10に定める使用人又は従業員(申請者に雇用されていることを証明する書類が添付されている場合に限る。)
- (2) 申請者が個人である場合には、当該者、政令第6条の10に定める使用人又はその従業員(申請者に雇用されていることを証明する書類が添付されている場合に限る。)

2 産業般廃棄物処理施設の技術上の基準について

省令第12条及び第12条の2に定める産業廃棄物処理施設の技術上の基準に適合していること。

3 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に係る経理的基礎について

申請に係る事業の将来の見通しについて適切な収益が見込まれることとして、設備投資に要する資金の額が当該申請者の資金調達額と当期純利益の合計額を超えないこととするほか、次のとおりとすること。

- (1) 営業実績が3年以上ある法人の場合
 - ア 次の各号のいずれにも該当すること。
 - (イ) 最新決算期において、債務超過でないこと。
 - (ロ) 最新決算期において、繰越損失が計上されていないこと。
 - イ 前項に該当しない者は、次のいずれかの書類の提出により、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

- (ア) 最新決算期において、債務超過となっている場合
収支計画に基づく経営診断書（今後5年間の事業に係る収支計画に基づいて中小企業診断士又は公認会計士が作成した経営診断書をいう。以下同じ。）
- (イ) 最新決算期において、繰越損失が計上されている場合
事業改善計画書
- (2) 法人設立3年未満で決算書等が提出できない場合
法人の預貯金残高証明書及び今後5年間の事業計画書を申請書の添付により、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。
- (3) 個人の場合
 - (ア) 負債が資産を上回らないこと。
 - (イ) 負債が資産を上回る場合は、経営診断書の提出により、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

4 申請者の能力について

法第14条第5項第2号イによる法第7条第5項4号イに規定する「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの」の適用については、次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人に登記されていないことが証明書の提出により証明できること。
- (2) 医師の診断書、認知症に関する試験結果等の書類（診断年月日、病院又は診療所等の名称・所在地、医師名及び当該医師の押印があるものであって、3か月以内に発行されたものに限る。）の提出により必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができることを証明できること。

第2 産業廃棄物の最終処分場)の設置の許可

- 1 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に係る知識及び技能について
第1の1と同様とする。
- 2 産業一般廃棄物処理施設の技術上の基準について
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第2条第1項で定める産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に適合していること。
- 3 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に係る経理的基礎について
第1の3と同様とする。

- 4 申請者の能力について
第1の4と同様とする。

第3 産業廃棄物処理施設(最終処分場を除く。)の構造又は規模の変更許可

- 1 産業廃棄物処理施設の設置(変更)及び維持管理に係る知識及び技能について
第1の1と同様とする。
- 2 産業般廃棄物処理施設の技術上の基準について
第1の2と同様とする。
- 3 産業廃棄物処理施設の設置(変更)及び維持管理に係る経理的基礎について
第1の3と同様とする。
- 4 申請者の能力について
第1の4と同様とする。

第4 産業廃棄物の最終処分場の構造又は規模の変更許可

- 1 産業廃棄物処理施設の設置(変更)及び維持管理に係る知識及び技能について
第1の1と同様とする。
- 2 産業般廃棄物処理施設の技術上の基準について
第2の2と同様とする。
- 3 産業廃棄物処理施設の設置(変更)及び維持管理に係る経理的基礎について
第1の3と同様とする。
- 4 申請者の能力について
第1の4と同様とする。

第5 産業廃棄物処理施設の譲受け・借受けの許可

- 1 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能について
第1の1と同様とする。
- 2 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に係る経理的基礎について
第1の3と同様とする。

3 申請者の能力について
第1の4と同様とする。

第6 産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可

1 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に係る知識及び技能について
第1の1と同様とする。

2 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に係る経理的基礎について
第1の3と同様とする。

3 申請者の能力について
第1の4と同様とする。

附 則

この審査基準は、令和6年2月20日から施行し、同日以降の許可及び認可に係る申請について適用する。

別表 産業廃棄物処理施設の種類の種類及び受講が必要なコース

産業廃棄物処理施設の種類の種類	受講コース	認定証
<ul style="list-style-type: none"> ○廃プラスチック類の破砕施設 ○木くず又はがれき類の破砕施設 	破砕・リサイクル施設コース	破砕・リサイクル施設技術管理士
<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物最終処分場 ・遮断型最終処分場 ・管理型最終処分場 ・安定型最終処分場 	最終処分場コース	最終処分場技術管理士
<ul style="list-style-type: none"> ○汚泥の脱水施設 ○汚泥の乾燥施設 ○汚泥の天日乾燥施設 ○廃油の油水分離施設 ○廃油又は廃アルカリの中和施設 ○政令別表第三の三に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設 ○水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設 ○廃水銀等の硫化施設 ○汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 ○廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設 ○廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設 ○PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分解施設 	産業廃棄物中間処理施設コース	産業廃棄物中間処理施設技術管理士
<ul style="list-style-type: none"> ○汚泥の焼却施設 ○廃油の焼却施設 ○廃プラスチック類の焼却施設 ○廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設 ○その他の産業廃棄物の焼却施設 	産業廃棄物焼却コース	産業廃棄物焼却施設技術管理士